

健康診断についての諸注意

1 検査項目

- (1) 既往歴及び業務歴の調査
- (2) 自覚症状及び他覚症状の有無の検査
- (3) 身長，体重，視力及び聴力（1,000 ヘルツ及び 4,000 ヘルツの音に係る聴力）の検査
- (4) 胸部エックス線検査
- (5) 血圧の測定
- (6) 貧血検査（血色素量及び赤血球数の検査）
- (7) 肝機能検査（G O T， G P T及び γ -G T Pの検査）
- (8) 血中脂質検査（L D Lコレステロール，H D Lコレステロール及び血清トリグリセライド量の検査）
- (9) 血糖検査
- (10) 尿検査（尿中の糖及び蛋白の有無の検査）
- (11) 心電図検査

2 検査機関

上記診断のできる病院等

（注意）

1. 「1 検査項目」は、「労働安全衛生規則」第43条（雇入時の健康診断）に示されている項目に準じたものになっています。
2. 提出様式は，診断を受けた病院等が発行する健康診断票で結構です。